

非営利法人制度 比較表

	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)
根拠	一般社団・財団法		公益法人認定法	NPO法
目的・条件等	公益目的事業、共益事業、収益事業とも可 ただし、剰余金の分配不可		- 公益目的事業（23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与）を行うことを主たる目的とする一般法人 - 公益認定基準（法5条18項目）	- 特定非営利活動（20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与）を主な目的とすること - 宗教、政治活動等の制限あり
行政庁等	なし		行政庁＝内閣総理大臣、都道府県知事	所轄庁＝都道府県知事、政令市市長 (法人の事務所所在地で区分) * 沼津市、富士市、掛川市、磐田市、藤枝市に認証事務等の権限を移譲
社員等	社員2人以上	設立者1人以上	一般法人に同じ	社員10人以上(常時)
機関	- 理事1人以上(理事会設置の場合3人以上) - 監事は理事会設置等の場合1人必置 - 会計監査人は大規模法人で必置 - 社員総会 必置	- 理事3人以上(理事会必置) - 監事1人以上 - 会計監査人は大規模法人で1人以上 - 評議員3人以上(評議員会必置)	一般法人に同じ (理事会は必置。役員の親族、特定団体の人数の規制等あり)	- 理事3人以上 - 監事1人以上
設立 手続	- 設立時役員による定款作成 - 公証人の認証 - 設立時の理事の選任、財産の抛出(財団法人)等の手続き - 設立登記		- 一般法人設立後、行政庁に公益認定申請 - 公益認定等委員会又は静岡県公益認定審議会の諮問を経て認定 - 認定後、名称変更の登記	- 設立総会(定款、役員等) - 所轄庁に法人設立認証申請 - 縦覧期間をへて認証 - 認証後に設立登記
経済基盤	- 設立時の財産 不要 - 基金の設置 可	設立時の抛出財産 300万円以上	一般法人に同じ (経理的基礎、技術的能力を有することなど)	- 設立時資金 不要 - 基金の設置 規定なし
事業	特段の規定なし		23の公益目的事業を主に行うこと (公益目的事業比率50%以上)	- 特定非営利活動事業 - その他の事業(特定非営利活動に支障のない範囲で行うことができるが、収益はすべて特定非営利活動へ繰入)
報告書	行政庁への提出義務なし		行政庁に毎年度提出	所轄庁に毎年度提出、市民への閲覧に供する。
解散 清算	- 残余財産の帰属は、定款の定めによる(定款の定めがない場合は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議による) - 休眠法人の解散(最後の登記から5年経過) - 債権者保護のための公告は3回		- 公益認定の取り消しにより一般法人に - 残余財産は類似事業目的の公益法人等に帰属 - 債権者保護のための公告は3回	- 残余財産の帰属先は国、地方自治体、NPO法人、公益法人等から選定 - 債権者保護のための公告は1回
設立までの フロー	<pre> graph TD A[定款の作成] --> B[公証人の認証] B --> C[設立時の理事の選任等の必要な手続き] C --> D[法務局へ登記] D --> E[法人設立] E --> F[一般社団・財団法人として活動] </pre>		<pre> graph TD A[行政庁へ公益認定申請] --> B[審議会等へ諮問] B --> C[審議会等からの答申] C --> D{行政庁による処分} D -- 不認定 --> A D -- 認定 --> E[名称変更登記] </pre>	<pre> graph TD A[総会の開催] --> B[所轄庁へ設立申請] B --> C[公告・縦覧] C -- 1か月 --> D[所轄庁の書類審査] D -- 2月以内 --> E[認証] E -- 2週間以内 --> F[法務局へ登記] F --> G[法人設立、活動開始] </pre>